

災害時における登下校について

日ごろより本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、知多市の「災害時の登下校の方針」と給食センターから出された「台風などにおける学校給食の取り扱い」により、災害時は以下のように対応させていただきます。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いたします。

暴風警報発令時

知多地域全域または知多市に「暴風警報」が発令されたとき、児童の登下校は次のとおりです。

1 登校前

- 一 発令中、登校しない。(自宅待機)
- 二 午前6時30分までに警報が解除された場合、平常通り登校する。
(給食は実施…給食中止の時は前日(前日が、土曜日、日曜日、祝日の場合は、その直前の八幡給食センターの開所日)の正午までに決定する。)
- 三 午前6時30分から11時までに警報が解除された場合には、家で昼食を済ませて、12時40分に通学団集合場所に集まり、登校し、午後(5時限目以降)の授業を始める。
- 四 午前11時以降警報が継続されている場合登校しない。(休校)
※上記二、三の場合でも、自分の通学路が危険な時や登校が困難な時は、保護者の判断のもとで登校しなくてもよいです。その場合、遅刻・欠席扱いとしませんが、必ず学校へ連絡してください。

2 在校中に発令された場合

- 授業等を直ちに中止し、体育館に避難します。
- 全校児童を保護者に引渡します。保護者の引き取りがあるまで、校内で保護します。
- 戸外の通行で危険があると認められた場合は、学校に待機させる場合もあります。
- 必要に応じて、t e t o r uにて連絡します。

特別警報が発令された時

知多地域全域または知多市に「大雨特別警報」「暴風特別警報」が発令されたとき、児童の登下校は次のとおりです。

1 登校前

- 午前6時30分までに解除された場合は、発表中の他の警報等を確認し登校時間などを判断する。
- 午前6時30分までに解除されない場合は、授業は行わない。

2 在校中に発令された場合

- 授業を直ちに中止し、状況により学校が「待機」または「保護者への引き渡し」を判断する。
- 特別警報解除後は、安全が確認されるまでは学校にて待機する。

知多地域全域または知多市に「大雨警報」「洪水警報」「雷注意報」「竜巻注意情報」「記録的短時間大雨情報」が発令されたとき、児童の登下校は次の通りです。

1 登校前

- 一 平常通りの授業を行う。
- 二 平常通りの授業でも、児童の通学路が危険な時や登校が困難な時は、保護者の判断のもとで登校しなくてもよい。その場合、学校に連絡することにより、欠席とならない。

2 在校中に発令された場合

- 危険が予想される時は、課外活動を中止する。
- 通学路等の安全が確認された場合は、下校する。
※在校中に暴風警報・大雨特別警報・暴風特別警報等が発令された場合は、児童への対応について、t e t o r u等で連絡いたします。学校は安全確保第一で対応しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

保護者の皆様へのお願い

◎非常時の下校

出迎えの保護者は、徒歩での来校をお願いします。

◎危険箇所の通報

道路の冠水、河川の氾濫、電線の切断、塀・石垣の倒壊、火災発生等、児童が通行するのに危険と思われる状況がある場合、その旨を学校へ連絡してください。

◎暴風警報解除後の登校

原則として、昼食をご家庭ですませた後、通学団登校させてください。ただし、児童が通学団登校するのに危険と思われる状況がある場合、その旨を学校へ連絡してください。

(お問合せ先：旭東小学校 教頭 電話番号 0569-43-5715)